

丹波の山村に於ける檀家組織と同族結合

竹 田 聽 洲

一、緒 言

本邦に於て仏教が民間に沈降する過程で例外なく祖先信仰と習合する奇異な現象の歴史的基盤を究明するため、頃年丹波地方の山村について同族結合と同族祭祀との構造連関の分析を実施中である。蓋し同族結合は日本の村落形成に於て一つの基本的な祖型の残存であり、それだけに従来、東北や薩南など後進地域村落の徴標とみられた中にあつて、独りこの丹波という所は先進地域である畿内周辺という立地条件の下にありながら、この種の資料の唯一且つ極めて有力な埋蔵原として与えられている。同族結合とその祭祀との間には理論的に不可不の構造関係があるが、実際の現象形態は多岐を極める。本篇は寺の檀家集団の中にそれが潜在しているという特異な事実を析出し、併せて若干その

意味を考えんと試みたもの、場所フィールドは最近亀岡市に編入せられた旧京都府南桑田郡曾我部村大字寺（村内の通称に従い以下寺村と称す）である。

二、寺村とその構成

半山半農の現在の曾我部村が行政村落として成立したのは明かに明治廿二年の町村制実施によるものであるが、曾我部の名は和名抄の桑田郡十二郷の一である「宗我部郷」、鎌倉時代に東大寺領或は後白河院領であつた「曾我部荘」等に基き（郡誌、その村名曾我部、或は所管の大字である春日部、南条、西条、同く寺村の小字名である東条、宮条等の地名は、現在各大字に散在する群集古墳（後期横穴式円墳）と共に古代村落とその部民制・条理制の佛を彷彿せしめる。現曾我部村を構成する九大字、即ち春日部、法貴、

犬飼 寺 中 南条 重利 西条 穴太は共に幕藩時代に
 は各々「村」と称し、藩に對する貢納負担単位として名実
 共に一個の独立した自然村落であつた。このうち穴太は村
 社小幡神社を氏神とし、他の八部落は悉く、寺村に鎮坐す
 る郷社ヨシノ与能神社の氏子であるが、相互の地理的關係から西
 条 南条 重利を合して「川上」という一村とし氏神与能
 社の祭祀圏は「曾我部六ヶ村」と見做す古來の慣例である。

寺村に現在、二字の寺院がある。浄土宗知恩院派直末無
 量寺と日蓮宗桑田寺が之である。而して「寺村」という奇
 妙な村名は一見、右の両寺の何れかの存在と關係あるらし
 くみゆるが実はそうでなく、曾我部一郷の総氏神与能社の
 鎮坐地たることを示すものらしい。式内社である当社の名
 は遡つて既に三代実録(仁和二、十)にみえ、その別当寺で
 あつた神宮寺が、奈良朝期に於て巨然たる堂塔を有する伽
 藍であつたことは出土品より見て殆々疑ないであらう。

(瓦当、柱礎、塔心礎。詳しくは南桑田郡誌及び京
 都府史蹟名勝調査報告書の与能神社の項参照)
 寺村の中世史は文献的には漠として捉え得ないが与能神社
 に次の如き慶長八年九月十一日付の棟札を蔵している。

丹波の山村に於ける檀家組織と同族結合

「先建立者文応元庚申年十月十日に建立也。慶長元丙申
 年後七月十三日仁地シン仁遊里くつれ候ヲ六ヶ村為氏子
 慶長八癸卯年八月二十四日御棟上仕建立候而九月十一日
 仁天台山ヨリ法印御下候而御遷宮仕候也
 (種字三) 右本願者心暁坊賢運(花押)

川上村 (四名 略)

法貴村 (二名 略)

寺村

岩崎丹後 並河藤右衛門

岩崎助右衛門 並河 喜介

中村 (二名 略)

春日野村 (二名 略)

犬飼村 (三名 略)

願主ノ人者時神主心暁坊賢運 寺村住人 時ノ岩崎佐渡
 守子也 右建立者現世安穩……………(傍点
 筆者)

慶長八年癸卯九月十一日 賢運(花押)

而してこの棟札の裏書によれば之以前に当社の神主職は並
 河藤兵衛家から岩崎佐渡守家に移つたらしく、別当賢運は

当時の神主家である岩崎佐渡守家の出身であつた。

曾我部村は口丹波の穀倉といはれ、米の年收一万石をこゆるが、寺村はその中でも世帯数一二を有する隨一の大部落である。全村殆んど農家であるが、一方に共有私有を併せて広大なる山林を掩有し、村内での用途以外に、毎年その相当部分の用役権を入札によつて他村に売却してゐる。その意味では、農村とはいつても多分に山村の要素が加味せられ、従つて作付品種の多角化がみられず、米麦單一経営型農村の典型と目される所以であるが、この事態は少くとも幕藩時代以来のものともみて差支ない。百戸をこゆるこの村に於ても、村落共同体の常として、その下に様々の機能岐に沿うて幾つかの組織体を構成してゐるが、就中際立つたものとして地縁集団としての垣内、同族結合としての株内(単に株とも云ふ)及び寺院の檀家組織である檀中の三つを挙げることが出来る。次にかかげる三つの表は、その組織關係を夫々順次に連鎖させつつ整理して示したものである。(登録番号は住民登録の公称番号)

I 垣内の構成

職	株	氏名(世帯主)	登録番号	垣内
農 家 と 部 外 住 民	I I I I K P P I I	荷吉雄一郎男吉一勇 光豊大藏翁榮武 堂幸 隆崎 崎 崎 崎 崎 崎 崎	1	宮糸垣内
			2	宮糸垣内
			3	宮糸垣内
			4	宮糸垣内
			5	宮糸垣内
			6	宮糸垣内
			7	宮糸垣内
			8	宮糸垣内
			9	宮糸垣内
			10	宮糸垣内
自 転 車 屋	K K G K O L I K	平次一衛一郎郎雄 弘紹一織健三次秀 園河岡藤勢崎 園河岡藤勢崎 園河岡藤勢崎	11	上糸垣内
			12	上糸垣内
			13	上糸垣内
			14	上糸垣内
			15	上糸垣内
			16	上糸垣内
			17	上糸垣内
			18	上糸垣内
			19	上糸垣内
			20	上糸垣内
農 家 と 部 外 住 民	B A A J H N	介一エ治淵擲げ 慶政源藤し 河河石田井 河河石田井	21	寺垣内
			22	寺垣内
			23	寺垣内
			24	寺垣内
			25	寺垣内
			26	寺垣内
			27	寺垣内
			28	寺垣内
			29	寺垣内
			30	寺垣内
秋 次 造	C B B	秋次造 千卓信 河河	31	坊垣内
			32	坊垣内
			33	坊垣内
			34	坊垣内
			35	坊垣内
			36	坊垣内
			37	坊垣内
			38	坊垣内
			39	坊垣内
			40	坊垣内

(六地藏垣内とも云)	27 28 29 30 31 32 33 34 35	松森並平並並並並並 岡岡河田河河河河河 伊正よ 河河河河河 之太し 俊 周睦 助郎の夫保吉男潔孝	F C D C C	医 師
東条垣内	36 37 38 39 40 41 95 111	畑並並小玉小西 中河重彌 河谷田谷瀬上 竹三太学広芳作	寄E E J J	桑田寺住職 巡 査
中カ、 垣カイ 内チ	42 43 44 45 46 47 48 49 50 51	好河河河河河河河河 三並並並並並並並並並 ヤ 井久 藤 ス一喜百太 太政節五 エ平格次郎勳郎江男郎	A A C E N J B A G	小 使 製 材 業
長ナ 繩ノ	53 54 55 56 57 58	並能並並長岩 河勢河河野崎 新重九昇繁 一雄郎三一定	G L A A I	木 工 業 製 材 業 上

手チ 垣カイ 内チ	59 60 61 62 63 64 96 112	小並二八長美鈴伊 谷河階 木野馬 木 こ敬堂 熊豊 鐘 い太寛 瀧次三三 の郎光吉郎郎平莞	J E	寄 煙 草 屋 桶 木 工 屋 樵 技 術 朝 夫 人 士 工
乾イヌイ 垣カイ 内チ	65 66 67 68 69 70 71 72	並小中山能能並山 河塩井脇 勢 勢 河 脇 万正信仲 大治一マ 治司一一郎実郎サ	C O M M C	内 職
天 神 垣 内	73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86	並並並大山並小隅並桜並渡能木 河河西口河谷 田 河井河辺 勢寺 才民春静利真 善勇重之誠利 齋二一雄勝民一毅一吉樹助一一	寄A D寄 D J C F N C M	製 材 業 天理教々師 金 工
西垣	87 88 89	能並仲 勢河田 政文英 市雄次	L B	

内	90 91 92	桜小並 井谷河平 喜政太 一一郎	N J	教 員
ジョー 上 下 ガイ 内	93 94 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108	服能大西小桜並並小大山秦並大 部勢石川谷井河河谷石脇 義石伝増彦 米太万三之作正才三四太 吉郎吉郎助一一造郎郎郎一枝男	寄LH J N A D J H O G H	社員 小使 会役

- 備考 1 株の欄は第Ⅱ表と照応
2 寄は寄合株を示す
3 職業欄空白の者は農業を示す

Ⅱ 株の構成とその寺檀関係

①		②	③
株	氏 名	垣 内	旦那寺
並	並 河 藤 九郎 並 河 河 昇節 並 河 河 才 並 河 河 コス	長 中 天 寺	ム ム ム ム ム

株 (A)	並並並 河河河 喜一政正 格平一一	中 寺 上 下	ム ム ム ム
並河株 (B)	並並並並並 河河河河河 慶卓文信政 介次雄造江	寺坊西坊中	ム ム ム ム
並河株 (C)	並並並並並並 河河河河河 万千重 一 儀 百 治秋樹郎孝保治潔毅	乾坊天乾坊 中坊天	慈 慈 慈 慈 慈 慈 慈 慈
並河株 (D)	並並並並並 河河河河河 周才利民 吉造民一 彌	坊西天天 龜	ム ム ム ム ム
並河株 (E)	並並並並並 河河河河河 重太三 敬太郎 郎勇郎	東中東長	桑 桑 桑 桑
(F)	並並 河河 善 よ	天坊	桑 桑

(左表の下よりつづく)

株 (L)	能能能 勢勢勢	政三太 伊義	一郎郎	西上条 上下	慈々慈
(M)	能能能 勢勢勢	治太 隼誠	奥郎一	乾々天	慈慈慈
桜井株 (N)	桜桜桜 井井井	作喜し勇	一勲一げ吉	上下中 西寺天	慈慈慈 慈慈慈
山脇株 (O)	山山山 脇脇脇	仲健	一郎一	乾上下 上上条	桑桑桑
宮脇株 (P)	宮宮宮	脇脇脇	節栄 夫吉	宮々	ムム
寄合株 (寄)	服畑並大長	部中 河野	米竹 春繁 次	吉市齋雄一郎	ムムム 天天天
計 86 (内一戸ハ亀岡)					
株に	宮伴松	垣岡	宗伊之	次博助	宮寺坊
					ム一慈

(次頁の左表につづく)

並河株 (G)	並並並	河河河	新藤 五静し	一郎枝づ	長中 上下上	慈慈慈
大石株 (H)	大大大	石石石	四万一	郎吉男治	上下 上下寺	ムムム
岩崎株 (I)	岩岩岩 岩岩岩	崎崎崎 崎崎崎	豊岩太 幸武次	吉雄郎一勇郎定	宮々々 上条長	ムムム 天ムム
小谷株 (J)	小小小 小小小	谷谷谷 谷谷谷	彌真 石久	郎一助の郎一一一	東天下 上長中 西寺下 上東	桑桑桑 桑桑桑 桑桑桑
福岡株 (K)	福福福 福福福	岡岡岡 岡岡岡	純織弘秀藏	次衛平雄一	上条 々々宮	ムムム ムムム
能勢	能	勢	重	雄	長	

(右表の上につづく)

中波の山村に於ける種家組織と區域統合

■ 寺村に關係ある寺院の檀家の所在 (本門寺檀家は未調査)

寺院	檀家の所在		東別院村大字万願寺	龜岡町	計
	會我部村大字法貴	大字寺			
無量寺 (浄土宗)	40	2		1	43
	21		3	3	27
會我部村大字法貴	26		26	1	53
天王寺 (臨濟宗)	4		29		33
本門寺 (日蓮宗)	1		?	?	?

次にこれらの表に説明を加えつつ簡単にその意味する処を検討してみよう。第Ⅰ表は、住民登録票によつて、寺村の現世帯を悉く網羅し、之を垣内毎に分け且つ各垣内内の家の同族關係を第Ⅱ表に基いて併記したものである。ここで垣内とは、戦時中には隣保班とも隣組とも呼ばれたが、上からの政治力によつて人為的に区画されて出来た様なものでなく、古くから御日待講の単位をなしている事からも

(前頁の右表よりつづ)

桑	〃坊〃中長〃〃〃〃乾〃〃天〃〃西下〃東〃	郎夫夫光吉郎平彦司一歩隣助一次郎郎一夫造 大 俊 隆 三 寛 三 正 信 彦 利 英 太 正 堂 豐 鐘 守 利 英 太 岡田河好階 木馬木 堀井鹿口 辺寺田河川 瀬上 森平並三二八美翁伊小中山渡木伸並西桑小西	所屬にせざるもの
計	24		
神 職	1		
神 僧	2		
通計	113	(内一戸ハ亀岡)	

備考 ①欄は第Ⅰ表の株の欄に照応

②欄は第Ⅰ表の垣内の欄を略記

③△は無量寺 桑は桑田寺 慈は慈恩寺 (法費)

天は天王寺 (法費) 本は本門寺 (亀岡)

知られる如く、自然発生的な、従つて多分に伝承的な性格をもつ地縁集団である。寺村は塊状型の集落であるから、この表欄上の距りはそのまま地理的な距離と一致するのではないが、「株」の欄から明かな通り一つの垣内は様々の同族団に所屬する家から構成されている。

周知の如く日本の村落構成にはその基本型として同族組織の優越する型と講組織の支配的な型とがあり全般に前者が漸次崩壊して後者の型に移行しつつあるが、それだけに前者はより祖型的であり、村落構成に於ける前代の俤を残存せしむる公算がより大である。丹波一円の山村では未だにこの本家分家の同族団がカブ、カブチ、マキ等の名で広般に残存しているのが極めて特徴的であるが、寺村もその例に洩れず地縁の「垣内」の外に、同族の「株」が之と見事な重層關係をみせている。第Ⅱ表、特に①欄はその株結合を拾つたのであるが、村の全戸の八割は株の關係に立つ家である。表の上から明かな様に、H I J K N O Pの如く、株(同族)Ⅱ同姓集団の者、A乃至Gの如く、同姓の中で幾つかの株に割れている者、或はEとF、LとMの

如く分化の未だ明確でない即ち機能的に一株の様でもあり二株の様でもある者、更には正統的な右の株に対し異姓家のみが寄つて「株」と自唱する「寄合株」に至るまで、その性格も一様ではないが、「姓」の共同は家紋と共に、「株」のもつ重要な徴標である事は動かない。②欄に於ては、HやIやJの如く株が一つの垣内に比較的にまとまつているのもあるが、全般的には一つの株を作る家々はいくつかの垣内に散在している。之即ち垣内が様々の株の家から成るといつた事を裏からみたに外ならない。③欄は各家の旦那寺を示したものであるが株毎に寺を共通にする傾向が極めて支配的である。D株の並河民一家は先々代の時、株内で俗事から争を生じ、故意に、村内に同行のない亀岡町の本門寺に入檀するまではやはり無量寺檀中であつた。今ではその軽忽がひどく後悔されている。能勢株で伊三郎家のみが独り無量寺檀中であり、岩崎株の武一家が同様に只一軒、法貴の天王寺檀中である理由は当家自身でさへ詳かにしないが必ず何か特別の理由が存した筈である。大石株の治家は当主の代に四郎家から分家したものでまだ

祀るべきホトケがないため何処の寺の檀家ともならないで
 いる。然し条件が具備すれば直ちに無量寺の檀家となるべ
 きは既に村一般の期待する既成事実である。D株の並河弥
 家は家業の都合で先代の時亀岡に転出したが、その後も相
 互に株としての交際を続けていて、村外の株戸として只一
 つの例外である。かくて株内は殆んど例外なく所属の且那
 寺を共通している事となる。Ⅱ表末尾に掲げた「寄合株」
 及び「株に所属せざるもの」は、全体の約二割を占むるが、
 この中には二つの系統がある。一つは古来から当村土着の
 家であるに不拘、何故か姓を異にし従つて株の員戸に入つ
 ていないもの、一つは雇傭関係或は戦時以来の縁故疎開
 等によつて最近に入住した浮動的な要素である。(第Ⅰ表
 の職業欄と照合)前者は上述の諸株の檀那寺の何れかと寺
 檀關係をもつが後者にはそれが欠けている。彼等が前住
 地その他に於て別の寺と寺檀關係をもつている事は固より
 自由であるがそれは今の問題ではない。この「株に所屬せ
 ざるもの」が——たとえその中には数戸の土着戸を含むと
 しても——村の構成史に於て本来的のものでない事は明か

であろう。「株」を構成することが何よりも村に於ける本
 来性の徴標であつた。寄合株というものが發生し、その性
 格が所謂「株」——同族団——とは全く異なるに不拘而
 もそれがカブと命名される処に、株をもたざる者の卑下と、
 株をもつ者に対する羨望とが物語られている。寄合株は何
 れも土着の農家である。かくて現在の村の構成の中には後
 次的な夾雜物が相当に入つてゐるが村の構成史の中樞をな
 すものは実に株の家々であつた。そしてその家々は一致し
 て、共通の菩提寺の檀家となつてゐる事をこの第Ⅱ表は極
 めて明瞭に示すのである。

※並河平太郎家及び寄合株の並河斎家がいづれの並河
 株にも所屬せざる理由は詳かでない。又寄合株の長野
 繁一氏は長野熊次郎氏の養子であるが便宜世帯は二つ
 に分かれてゐるのみで本家分家關係ではない。

第Ⅲ表は、そうした寺檀關係を寺院の側から眺めた数字
 である。右にのべた並河民一家の亀岡本門寺との特殊な例
 外をのぞけば、寺村の土着戸が檀家となつてゐる寺は、三
 宗派四ヶ寺に洵つており、その内二ヶ寺は、既述の浄土宗

無量寺と日蓮宗桑田寺の部落内寺院、他の二ヶ寺慈恩寺と天王寺は部落外寺院で共に村内隣部落の法貴にあり臨濟宗、且つ両寺は師弟の關係にある。この臨濟宗の二寺が夫々所在部落に於て相当数の檀家をもつのは固より当然であるが法貴からすれば他部落である寺村部落に於ける檀家のもち方は両寺で可成り異つてゐる。先づ數に於て大差があり、

天王寺惣檀中に於て寺村檀中のもつ比重は云うに足りないが、慈恩寺の場合、法貴と寺村との檀中數は文字通り匹敵しており、独り戸數のみならず、寺村廿六軒の内には総代以下有力檀家も少くない。然し更に重要なのは寺村の慈恩寺檀中廿六戸は二戸を除いて四つの株の中に截然と割れ切つてゐる（第Ⅱ表）、換言すればこの檀家集團は株を基盤としてその上に成立してゐることであつて、その点では部落内寺院である無量寺桑田寺の場合と選ぶところが無い。

之に對して天王寺檀中は數も少いが、かかる構造的な性格がみられず、その發生に何か特異な事情の伏在する事を推察せしめる。そしてこの天王寺が大部分の檀家を自村に、極く少部分の檀家を他村にもつと同じく、無量寺、桑田寺も

檀家の大部分は寺村部落内であるが、他部落にも少數の檀家を所有してゐる。特に桑田寺檀家のある万願寺部落は、寺地から遠くはなれた山一つ向うの村である。然し何れにしても部落外檀家をもつ比重が些少である点では共通してゐるのであつて、逆にいえば部落内檀家に依存する度合は圧倒的に大きい。

之を要するに寺村の寺檀關係は可成に錯綜してゐて檀那寺は部落の外内に洄り宗派に於て一様ではない。然し通じて言得ることは寺とその宗派の如何に關らず、同族組織という共通の原理がすべての寺檀關係の基盤としてその下部構造を作つてゐる事實である。宗旨や寺の所在の遠近をこえて、より根底的に働く村落構造上の規制がここに如実に示されてゐる。

以上第Ⅰ表第Ⅱ表に寺村の社会構成の両つの肢を見、第Ⅲ表に宗教的集團として檀家組織の形相を瞥見したのであるが、一般に信仰集團として常に寺の檀家と對比せられる者に言う迄もなく神社の氏子組織と、諸種の宗教的講組織がある。然し寺村に於ては、氏神与能神社の鎮坐にも不拘

所謂宮座類似の組織慣行は全く存在しない。之は同社が寺村だけの村氏神ではなく曾我部六村の惣氏神であり、之とは別に寺村一村限りの氏神が存しない事と關係があるであろう。講には「宮講」「東講」「中講」と別称される地縁的な三つの伊勢講の他、山上講、山神講、観音講等その種類少くないが垣内株内の何れとの間にも構造的な連関が認められない。即ち寺村に於ては、社会構成と信仰組織との膚接關係が何よりも寺の檀中に集約的に具体化され、檀家集団はまさにそういうものとして存しているのである。然らばその事態は、内容的に一体如何なることを意味するのか、又かかる関連は如何にして成立したものであろうか。

三 寺檀關係が同族結合に規制される傳承学的意義

現在の寺村の株は「人」の通婚を介して成立する親族とは異なり、本家分家という「家」の系譜關係として成立した処の同族結合であることは、何よりもその「カブ」という言葉が「シルイ」とは別に明瞭に存することによつて疑がない。例えば信造氏と周吉氏とは実の兄弟として最も

親近な親族であるが、並河信造家（B株）と並河周吉家（D株）とは互に系譜關係を異にする別株の家であり、信造氏（兄）は周吉家から養子として出て信造家を継いだのであった。親族と同族とが重なる場合も勿論珍しくないがそれは二つのものが重なつていたのであつて同一なのではない。「家」の系譜關係であるから、それを現実に担う「人」の生滅交替をこえて超世代的に連続する縦貫的歴史的な關係というべきである。寺村の株は同族結合としての機能をすでに可成り崩壊、或は潜在化せしめて來ている。第一にどの株についても株の本家或はオモヤという家が明かでない。即ち本家の地位というものが殆んど全く消滅しているのである。葬式や婚礼、法事、普請、屋根替その他諸種の通過儀礼や協働に株内の家が参加するのは勿論であるが、然し垣内や親類やその他の肢の集団を排除して、株のみが全員を挙げて参加するという營為は只一つの例外を残して他は全くみることが出来ない。その例外というのは、概ね小正月頃にどの株でも、当屋を廻して行はれる「株年酒」と呼ばれる酒宴であつて、之は垣内はもとより、当屋の親

於ける詣り墓)のある所であり、位牌が祭られ、葬式法事が営掌され、季節的法会の形で先祖の回向が行はれる処である。齊米と法名との授受には一種の成文規定まで作られている。^④ こういう事が宗派の如何を問はず通基的に寺を支える支柱となつていたのである。

檀家の最も多い無量寺についてみれば——他の寺でも同様であろうが、本檀家総代を頭とする六つの年行司組に分かれて寺務を補佐しているがその組は多分に地縁的であつて株とは明に無関係である。寺は先祖の祭り場といつても、その先祖とは個々の家の先祖であつて株の先祖という意識は少くとも直接的でない。要するに「株」が檀家集団を通して寺と意識的に直結する機会は先づみられないのである。而も株が挙つて寺を共通にしている事は、寺のもつ右の如き機能よりみて、株の本来もつべき宗教的性格が寺に投射されているとみる外はなく、ただそれが意識の深層に潜在しているに外ならないのである。それだけにかかる檀中と株との間の象徴的な関係は、偶然、或は故意によつて一時的に作為されたものとは見られず、同族結合による村そ

のものの歴史的形成と構造的に拘はり合ひ、すぐれて、歴史——伝承——的な事態の反映と考えられる。勿論先代或は当代の新しい分家を含む株もあるが、その場合原則的に悉く株内の寺の檀家となる慣行の伝承に深い含蓄がある。

一般に近世文書の比較的豊富にのこる村にあつても、事態が余りに日常的の故に同族結合の成立変遷等は文献的に跡をのこす機会が稀有であつた。まして寺村の如く、文書の殆んど存しない村に於ては猶更之を文献的に立証する事は困難である。然しその場合に於ても右に考えた如く株及びそれと寺との関係が決して新しいものではなく、幕藩時代乃至はそれ以前に成立したものであろう事は推察するに難くない。時代は下るが無量寺に蔵する次の如き文書は若干その間の消息を伝えるものであろう。

二階堂庵并地面寄附一札之事

一、往古より村二階堂葉師江庵建継候儀者 御寺旦那赤沢七郎右衛門遺跡に紛無御座候所、同人儀先々年より及絶家、右に付、当株之儀者、赤沢家先祖と、厚縁之間柄故、右葉師庵永々修覆仕來候処、此度御寺且御檀中より 右為赤

沢家菩提 寄附可致旨被仰処 右之段承知仕 寄附什物
左之通

一、薬師庵地面…、一、祕仏薬師如来…、一、立像阿弥
陀仏…、一、誕生仏…、一、伊陀天仏…、一、位牌 数
十三枚 三界万霊位碑毛枚、一、石碑 三本 此内 赤
沢家先祖 庵主是心 三界万霊、一、戸障子襖、一、畳、
一、茶釜、一、石はしり、一、立木……、

右者従来赤沢家請継候什物に紛無御座候に付寄附仕候、
然上者赤沢家菩提之儀 且遺跡退転無之様御頼申上候
則為修覆料 赤沢附之山林字四十九 尤旁示之通寄附仕
候 然者後々世々に至り右庵地に付違乱無御座候為後日
依而如件

天保十三年

寅八月八日

福岡株中

滝 祐印
玄 隆印
嘉右衛門印

丹波の山村に於ける禮家組織と同族結合

無量寺第貳拾世

察耆和尚様

惣 檀 中
御 衆 中

前文之通相違無之付 奥印仕置候 以上

寺村 年寄

五右衛門印

之に対し同年十二月無量寺から出した請状案には

「御株御類家に付御株御持庵相成居候……」とあり無量
寺察耆の外檀中総代として並河庄兵衛 並河孫右衛門 岩
崎仙次の三名連署し「福岡株中」を宛所としている。

之によれば現在は零落している寺村の株の機能も旧幕府
時代には明かに法人格を認められる程有力なものであつた。
文面では福岡株は檀中ではないかの如くであるが、実は第
Ⅱ表のK株であり、累代無量寺の有力檀家である。この薬師
は九月十二日の法会の主尊となる今の境内薬師堂の本尊で
あろう。無量寺の事実上の開創の時期と経緯とは共に明か
でないが過去帳面では慶長元和の交より累年法名を録し、

現存最古の同寺文書は寛文四年のものであり、又元祿七年の売券に「無量寺代五世但普和尚殿」とあるから大体近世初頭の開創とみて誤りなからう。恰もその前後の全国的檢地と村落改編に寺村が具体的にどの様に対応したか、之亦詳にし得ないが、先の与能神社所藏慶長八年の棟札に出る寺村の岩崎並河両姓は、第Ⅱ表の岩崎株（Ⅰ）並河株（A—G）と必ず系譜關係をもつものである。村高請制による小農民の「家」の独立という近世村落史の基礎事實が、その間をつないで居るであろう事は疑ない。

四、結 語

以上概観した寺村の檀家と株内との關係は、多少の偏差はあつても少くとも丹波一帯には之を期待し得る公算がある。表面に表はれたその現象形態は寺村限りのものである。深層部に秘められたその意味には普遍妥当的な一面が具備されている様に思はれる。一つの村の精密なる學術的調査のもつ意義は實にここにあるのであるが、本邦に於て仏教が民間に沈降して所謂の日本仏教の基層を形成するに当り、之が広般に祖先信仰と習合する理由は、単に僧

侶の墮落だとか、幕府の禁教政策の殘映だとか、信仰の封建遺制だとか、凡そその様な単に信仰の面のみからの規定で解決し得る底のものでなく、社会組織に対する或種の民族的傾向から不可不的に規制されて来るすぐれた構造的な性格を踏まえているものであることを、数年蒐集した民俗資料の分析から益々確信せざるを得なくなつて来た。

(完)

- ① 拙稿「株の祭」（民間伝承一四の二）同「丹波丹後の同族結合」（関西地方史協議会々報三号）
- ② 拙稿「仏壇の成立する民俗学的論理——日本常民の家と祖先と仏教との關係」（禪学研究四四号）
- ③ 拙稿「村落を構成する同族祭団」（史林三六の三）及び②参照
- ④ 拙稿「齋米と戒名」（民間伝承十八の四）